

令和8年度【1255】通級による指導担当教員等研修 実施要項

1 目 的 通級による指導担当教員の幅広い専門性と教室運営や指導の在り方についての識見を養い、その資質の向上を図ることで、通級指導教室の適切な運営をすすめ、もって特別支援教育の充実に資する。

2 主 催 島根県教育委員会

3 主 管 島根県教育庁特別支援教育課

4 会場・開催期日

区分	管 内	会 場	期 日
西部	浜田・益田	島根県教育センター浜田教育センター 講堂 (浜田市長沢町 1550-1) 第1・2・3研修室	8月24日(月)
東部	松江・出雲・隠岐	松江合同庁舎 講堂・601・603会議室 (松江市東津田町 1741-1)	8月28日(金)

5 受 講 者 ① 小・中学校、県立ろう学校、高等学校の通級による指導担当教員(必須)
② 特別支援幼児教室等担当者で希望する者(希望)
③ 管理職セレクト研修で希望する者(希望)
④ 聴講を希望する者(希望)

6 内容及び講師

○ 説 明 「通級による指導を受けている児童生徒と通常の学級に在籍する特別な教育的支援を必要とする児童生徒の状況について」～国の動向から～

特別支援教育課 指導主事 岩田 佳子

○ 講 義 「言語障がい(吃音)のある子どもの理解と支援」

金沢大学 人間社会域学校教育系 教授 小林 宏明

○ 協議Ⅰ 「言語障がい(吃音)のある子どもの指導・支援について」話題提供者による協議

※校種混在のグループで話し合う

○ 協議Ⅱ 「言語障がい(吃音)のある子どもの指導・支援について 他」

※さらに分かれ、校種混在のグループ協議Ⅱで発表し合う

7 日 程 (東部・西部とも共通)

9:10 9:30 9:40 10:10 10:15 12:15 12:30 13:30 14:40 14:50 15:30 15:35 16:20 16:30

受 付	開 講 行 事	説 明	休 憩 ・ 準 備	講 義	質 疑 ・ 応 答	昼 食 ・ 休 憩	協 議 Ⅰ	休 憩	協 議 Ⅰ	休 憩	協 議 Ⅱ	振 閉 り 講 返 行 り 事
(20)	(10)	(30)	(5)	(120)	(15)	(60)	(70)	(10)	(40)	(5)	(45)	(10)

8 連絡事項

- (1) 感染症拡大予防のため、発熱や咳など風邪の症状がある場合、無理せず休むようにしてください。また、マスクを準備し必要に応じて着用してください。
- (2) 名札（学校名と名前がわかるもの）をお持ちください。
- (3) 県教育委員会指導主事等が講師の場合は、原則講義の録音、提示資料の写真撮影を行っても構いません。ただし、外部講師に限っては、禁止とする場合があります。
- (4) PCを使用したい場合は、各自確認のうえ、市町村セキュリティポリシー及び所定の手続きを経て、公端末(指導者用・学習者用)を島根県教育センター、浜田教育センターに持ち込んだ場合、教育センターWi-Fiに接続して使用することができます。(松江合同庁舎ではWi-Fiに接続していません。)
※私物の場合は接続できません。
- (5) 行政説明及び講義は録画し、後日、特別支援教育課 HPにて公開します。パスワードは「Takaramono10」です。(詳しくは、各市町村委員会へお問い合わせください。)
- (6) 遅刻・早退・欠席の場合には、担当者に早急に管理職を通じて連絡してください。また、研修情報システムを通して申請してください。
- (7) 駐車場の収容台数に限りがあるため、駐車できない場合があります。できるだけ公共交通機関を利用して出かけください。
- (8) 5月から10月末まで、当センターの職員はクールビズノーネクタイ等の軽装で勤務していますので、ご理解ください。なお、受講者の方々も、クールビズ軽装でお越しください。また、年間を通じ、冷暖房はエコ運転をしています。クールビズ・ウォームビズにご協力ください
- (9) 昼食弁当の販売はありません。各自準備してください。
- (10) 研修に際して配慮が必要な方は、事前に管理職を通じて担当者までご相談ください
- (11) 受講者旅費について、市町村立小・中・義務教育学校は「教職員総務費〈人当旅費(指定旅費)〉」、県立学校は「学校管理運営費〈教職員旅費(指定研修分)〉」等(高校通級は事業費で対応しているため)で対応してください。
- (12) この研修について不明な点がございましたら、管理職を通じて次の担当者にお問い合わせください。